

奈良県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年十二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地		名称		所在地		指定年月日	
指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類							
医療法人 藤三会	桜井市大字吉備一六五〇一	居宅介護支援の香具山	桜井市大字吉備一六五〇一	居宅介護支援事業		平成二十五年十一月一日			
有限会社 祥寿会	桜井市芝一〇二五〇一五	認知症対応型デイサービス事業こもれび	桜井市大字川合二二〇〇一	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護		平成二十五年十一月一日			
合同会社 かけはし	生駒市高山町七七八二〇一	かけはし居宅介護支援事業所	生駒市高山町七七八二〇一	居宅介護支援事業		平成二十五年十一月一日			
有限会社 やまとみ	吉野郡吉野町丹治九四〇	よしの介護ネット	吉野郡吉野町丹治一九〇一	福祉用具貸与及び介護予防福祉		平成二十五年十月一日			

スマイル ケアー株 式会社	
生駒市東松ケ 丘四一三七	
スマイル ケアーデ ィサービ ス	まんてん
生駒市東松ケ 丘四一三七	二
通所介護及び介 護予防通所介護	用具貸与
平成二十五 年十一月一 日	